

定

款

一般財団法人

兵庫縣社會保險協會

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人兵庫県社会保険協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、兵庫県における健康保険、厚生年金保険等各種社会保険制度の被保険者(被保険者であった者を含む。)及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)の福利を増進し、社会保険制度の普及発展及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会保険事業の普及発展に関する広報活動
- (2) 被保険者等の健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 協力助成事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産を、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに会長(第22条第2項に定める会長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が、次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金分配の禁止)

第 9 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員17名以上23名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定めるものとする。

第 5 章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、評議員の互選により選定する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(報告の省略)

第19条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、出席した評議員のうちからその会議において選出された2名が記名押印する。

(評議員会の運営)

第21条 評議員会の運営について必要な事項は、この定款に定める事項のほか、別に定める規則による。

第 6 章 役員等

(役員の設定)

第22条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 13名以上21名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって、一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び専務理事は、事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定めるものとする。

(顧問)

第29条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に答え、又は、会長に対し

て意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第35条 理事会の運営について必要な事項は、この定款に定める事項のほか、別に定める規則による。

第 8 章 会 員

(会員)

第36条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した兵庫県内に所在する健康保険法(大正11年法律第70号)又は厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の適用を受ける事業主とする。

- 2 会員として入会しようとする事業主は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。
- 3 会員は、会長が別に定める退会届を提出して退会することができる。

(会費)

第37条 会員は、理事会において、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、返還しないものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

- 2 解散後の残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長の選任及び解任については理事会の決議を経て行い、その他の職員については、会長が任免する。

第12章 雑 則

(委任)

第42条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
松木 丈人、鎌田 文王、英 勝、田原 徹典、松村 克雄、亀井 政子
廣瀬 敬三、松岡 正宏、加好 武司、原口 遵一郎、小野 真志、渡邊孝一郎
石田 雅人、村田 雅、並河 孝幸、寺西 啓一、小川 俊幸、森谷 光晴
村岡 初美、柳田 悟、成田 毅、真下 卓也、大野 輝之
4. この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
金子 明、杉本 一彦、坪田 一夫、長谷川 泰、鎌田 孝敬、保井剛太郎
大久保和夫、木田 克也、波多 達也、山下 邦人、西川 清、宮田 保正

宮内 謙治、松下 芳弘、梁谷 昭、村崎 健治、丸山 修治、津山 弦
川見 信之、内藤加芳利、在田 一雄

5. この法人の最初の会長は金子 明、副会長は杉本 一彦、坪田 一夫、専務理事は長谷川 泰とする。
6. この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
篠崎 一浩、中野 充宏

別表 基本財産(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
投資有価証券・預金等	40, 000, 000円